

(平成21年3月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中央第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2) 年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月 10 日から 37 年 9 月 27 日まで
② 昭和 37 年 9 月 29 日から 40 年 2 月 1 日まで
③ 昭和 40 年 2 月 1 日から同年 10 月 16 日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みとのことであったが、脱退手当金を受け取った記憶は無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 年 1 か月後の昭和 42 年 11 月 17 日に支給決定されたこととなり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 41 年 5 月 27 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立人は脱退手当金の支給時に国民年金に加入し、保険料を納付していることを踏まえると、当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から43年4月までの期間、48年2月から同年12月までの期間、49年2月から50年2月までの期間、53年10月から54年6月までの期間及び同年10月から60年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年8月から43年4月まで
② 昭和48年2月から同年12月まで
③ 昭和49年2月から50年2月まで
④ 昭和53年10月から54年6月まで
⑤ 昭和54年10月から60年6月まで

昭和40年4月の結婚後、妻が国民年金の加入手続をして私の分と一緒に毎月市役所で払ってくれていたはずである。

また、昭和63年9月ごろ、私の国民年金のことで妻が区役所に相談に行ったところ、10年間はさかのぼって払えるとの説明を受けたため、妻が会社帰りや昼休みに区役所へ赴き、払ってくれていたはずであり、未納となっているのはおかしいので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年3月に払い出されている上、申立人の妻はそこ初めて国民年金手帳が交付されたと供述していることから、このころ初めて国民年金の加入手続をしたものと考えられるが、この時点で申立期間①については時効により納付できない期間であるとともに、申立人の加入手続や納付を行っていたとする妻から聴取しても、申立期間②及び③の納付方法や納付金額などが明らかではなく、一緒に納付

していたとする妻の国民年金保険料も未納であるなど、申立期間②及び③について保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、妻が説明を受けたとする昭和 63 年当時は特例納付の実施時期ではなく、2 年以上の過年度保険料は時効により納付することができなかったほか、妻は過年度保険料を区役所の 2 階で納付してきたと主張するが、当時の区役所では 2 階で過年度保険料を納付することができなかったことなど、ほかに申立期間④及び⑤の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料(家計簿、確定申告書等)は無いほか、申立期間は五つの期間で合計約 9 年と長期間に及んでいる上、妻にも約 7 年の未納期間がある。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年4月までの期間、42年8月から43年4月までの期間及び48年2月から50年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の平成12年2月の国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年4月まで
② 昭和42年8月から43年4月まで
③ 昭和48年2月から50年2月まで
④ 平成12年2月

昭和40年3月に、実家の父から結婚する翌月4月分までの国民年金保険料を納めたと聞いていたし、40年に結婚した後は私が加入の手続をして夫の分と一緒に、毎月市役所で払っていたはずなので、記録が無いのはおかしい。

また、平成12年1月に区役所に行き、65歳までの任意加入期間は47か月との説明を受けたが、通帳の引落回数を確認したところ46回となっており、窓口で現金で払った2回と合わせると48回払ったことになる。平成12年2月分は重複して払っているので、返してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である上、申立人の国民年金手帳記号番号は昭

和 48 年 3 月に払い出されており、それ以前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間②及び③についても、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は上記の国民年金手帳記号番号が払い出された時期に初めて国民年金手帳が交付されたと供述していることから、このころ初めて国民年金の加入手続をしたものと考えられるが、この時点で申立期間②については時効により納付できない期間であるとともに、申立人から聴取しても申立期間③を含め、納付方法や納付金額などが明らかではなく、一緒に納付していたとするその夫の保険料も昭和 49 年 1 月を除き未納であるなど、申立期間②及び③について納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間④については重複納付を主張しているところ、申立人が所持する預金通帳の写しによると、平成 12 年 2 月分以降の国民年金保険料について、計 46 回の口座振替が確認でき、仮に申立人が現金で平成 12 年 2 月分を納付していれば、同月分の保険料が重複して口座振替により引き落とされるとは考え難い上、12 年 1 月分と 2 月分を現金で納付したと主張するメモについても、「12 年 2 月 区役所 ⑨」と記載してあるのみであるから、申立期間④の保険料を納付するために口座振替手続を終了した意味であると解する余地もあり、必ずしも納付したことを示すものとは認め難く、ほかに重複納付をうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間は四つの期間で合計約 7 年と長期間に及んでいる上、夫にも約 9 年の未納期間がある。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 5 月 1 日から 38 年 5 月 30 日まで
② 昭和 38 年 6 月 7 日から 41 年 3 月 11 日まで

社会保険事務所で確認したところ、申立期間については脱退手当金を受給したことになることを知ったが、受給した記憶は無いため調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間②に係る事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページと前後計 7 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 41 年 3 月の前後 2 年以内に資格喪失した者 6 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、5 名について脱退手当金の支給記録が確認でき、資格喪失日から 3 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 41 年 6 月 9 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 9 月 1 日から 39 年 1 月 21 日まで
② 昭和 39 年 5 月 1 日から 40 年 1 月 31 日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給したことになっているが、受給した記憶が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が受給を認めている期間と申立期間は、社会保険庁の記録上、合算して脱退手当金が支給されたこととなっているところ、申立人が受給を認めている期間の事業所の被保険者名簿には、当該事業所を最終事業所とする脱退手当金の受給記録がある者にはすべて「脱」表示があるが、申立人には当該表示は無く、ほかに申立人が受給を認めている期間のみで脱退手当金を受給していたことはうかがえないことから、申立期間も併せて受給したと考えるのが自然である。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名は、事業所を退職した約 8 か月後の昭和 40 年 10 月 8 日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金が同年 12 月 14 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上

の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 4 月 5 日から 44 年 8 月 15 日まで
② 昭和 44 年 8 月 26 日から 46 年 3 月 1 日まで
③ 昭和 46 年 3 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

申立期間前に勤務していた厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金をもらった記憶はあるが、申立期間の脱退手当金についてはもらった記憶がないので、支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人が受給を認めている期間を含むかつて申立人が勤務していた複数の事業所名、その所在地及び勤務期間が記されており、申立人の意思に基づき申立人が受給を認めている期間と申立期間を併せて脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人が受給を認めている期間と申立期間は、社会保険庁の記録上、合算して脱退手当金が支給されたこととなっているところ、申立期間の厚生年金保険被保険者記号番号は、上記の脱退手当金裁定請求書が提出された昭和 46 年 12 月 6 日の直後に申立人が受給を認めている期間の記号番号に重複整理された記録があり、申立人が受給を認めている期間と申立期間を併せて脱退手当金が支給されたものと考えられる上、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には脱退手当金を支給した旨の「脱」表示があるが、これに記載されている社会保険事務所

名は、申立人が受給を認めている期間の事業所を管轄する社会保険事務所ではなく、脱退手当金の支給処理を行った申立期間における最終事業所を管轄する社会保険事務所であることを踏まえると、申立期間の脱退手当金は申立人が受給を認めている期間と併せて受給したものと認められる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 3 月 22 日から 40 年 1 月 1 日まで
年金の裁定手続のため社会保険事務所に行ったところ、申立期間については脱退手当金として支給済みとのことであったが、そのような覚えは全く無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 40 年 1 月の前後 1 年以内に資格喪失した者 18 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、全員に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 16 名が資格喪失日から 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 40 年 4 月 2 日に支給決定されているほか、被保険者台帳には同年 3 月 3 日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

さらに、申立人は昭和 52 年 10 月に国民年金に加入しているが、その際の資格取得日が申立期間と重複する 35 年 10 月 1 日からとなっていることを踏まえるとその時点で申立期間を厚生年金保険加入期間として認識していたものとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 3 月 8 日から 43 年 2 月 11 日まで
② 昭和 43 年 2 月 19 日から 45 年 1 月 6 日まで
③ 昭和 45 年 1 月 17 日から 47 年 12 月 30 日まで

年金手続のために社会保険事務所へ行ったところ、申立期間については脱退手当金が支給されていることを初めて知った。

しかしながら、私は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、年金として受け取れるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいくつかある。

また、申立人は、申立期間の事業所を退職後、国民年金の強制加入期間があるにもかかわらず、昭和 52 年まで国民年金に加入していない上、脱退手当金を受給していない理由の一つとして、同僚が脱退手当金を受給しようとしたが受給できなかったと供述しているが、制度的には受給が可能であるとともに、当該同僚の氏名及び連絡先は分からないと供述するなど申立内容に不自然さがうかがえ、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 10 月 20 日から 37 年 8 月 1 日まで
② 昭和 37 年 10 月 21 日から 39 年 10 月 1 日まで
③ 昭和 43 年 7 月 1 日から同年 12 月 21 日まで

平成 19 年に社会保険事務所で調べてもらった結果、申立期間については脱退手当金が支給済みとなっていることを知ったが、私は脱退手当金の請求手続などしておらず、受け取った覚えも無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者原票には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の厚生年金被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である3回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。